

令和8年10月からの生活保護基準改定について

生活保護基準については、国の「社会保障審議会 生活保護基準部会」における検証結果に基づくとともに、現在の物価高騰等を踏まえ、臨時的・特例的な措置として、当面2年間（令和7～8年度）は、現行の保護基準を維持したうえで改定が行われることとなります。

なお、令和9年度以降の生活保護基準は、国において改めて検討される予定であり、国から内容が示された後に改めてお知らせします。

○ 改定の内容

今回の改定は、

- 基準部会の検証結果（世帯員の年齢や人数に応じて、これまでの金額から上がる場合もある。）に基づく生活保護基準に、世帯員一人当たり月額2,500円※を加算する。
※ 医療機関に入院中又は介護施設に入所中の方は、月額1,000円の加算を維持する
- 上記加算を行ってもなお現行の基準額から減額になる世帯は、現行の基準額を保障する。とされています。

この結果、**令和8年10月からの生活扶助費は、9月以前と比べて同額又は増額になります。**

★ 増額となる世帯には、「基準額を改定します。」という記載のある保護決定通知書を同封しています。

【生活扶助費の具体例】

以下で示すのは、基準改定前後の生活扶助費（基準生活費）の具体例です。障害者加算、児童養育加算、母子加算等の各種加算や住宅扶助等は含まれていません。

また、収入がある場合には、収入充当額を差し引いた金額が実際の保護費支給額になります。ご不明な点がございましたら、担当ケースワーカーにおたずねください。

世帯類型（世帯員の年齢）		令和8年9月まで （これまでの金額）	令和8年10月以降
例1	単身世帯(68歳)	76,880円	76,880円
例2	夫婦世帯 (68歳、68歳)	121,900円	123,900円
例3	夫婦と子1人世帯 (33歳、29歳、4歳)	153,400円	156,060円
例4	ひとり親と子1人世帯 (30歳、8歳)	122,700円	124,310円